

商号および名称の変更に必要な書類

届出先	チェック	書類名
府庁および 地方整備局	★	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第1面）
		宅地建物取引業免許証書換え交付申請書
	★	履歴事項全部証明書（法人のみ） <small>発行後3か月以内のもの</small>
		免許証（原本）
		免許証書換え交付手数料 ※POS連絡票必要 ¥500
取引士登録		様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (取引士登録のある各都道府県へご提出ください)
宅建協会 ○は必須	○	会員名簿登録事項変更届（3枚）
	○	申請書類副本より ★分の写し
	○	新免許証の写し <small>後日発行されてからの提出可</small>
	○	口座振替依頼書 ※口座番号に変更がない場合も新商号にて提出要 ※押印要（銀行お届け印）
	△	会員カード返却（正 A B ）

①上記書類は、泉州支部HP（下記リンク参照）よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/shougou/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部（正・副）作成し提出してください。（知事免許の場合）
（変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。）

③府庁届け出後、大阪府収受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。

※ 協会への商号変更手続きは、郵送または支部までご来館お願い致します。



大阪府宅地建物取引業協会
泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部
TEL 072-438-9001
FAX 072-438-9004
e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp